

基金及び起債の活用方針

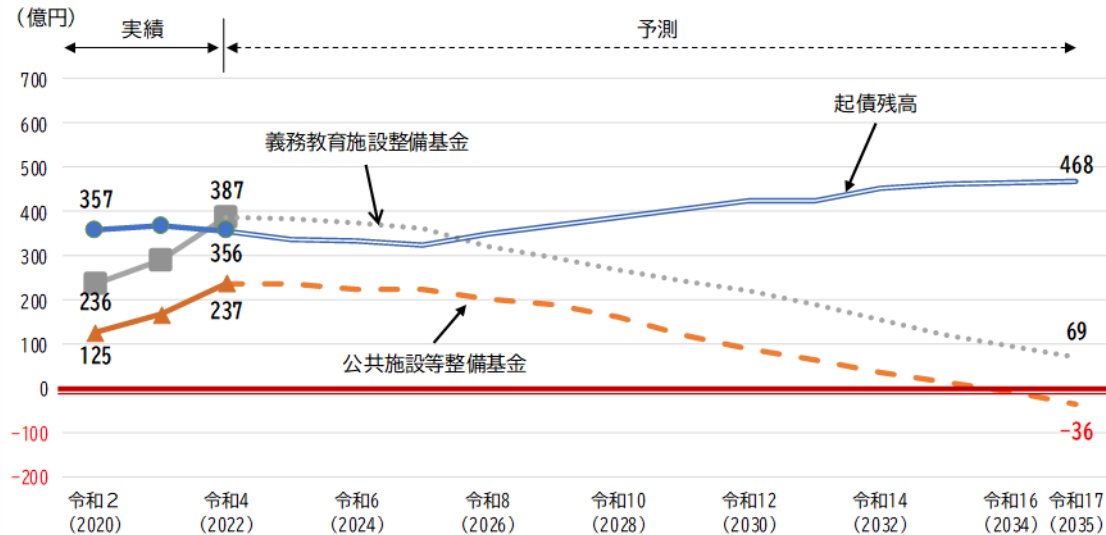
この方針は、「いたばしNo.1 実現プラン 2025」（以下「No.1 プラン」）の改訂に合わせて、No.1 プランに掲げる事業を計画的に推進していくため、「公共施設等ベースプラン」（以下「ベースプラン」）で示した、公共施設の中長期的な改築・長寿命化改修等の費用（ライフサイクルコスト、以下「LCC」）の推計をもとに、義務教育施設整備基金、公共施設等整備基金、財政調整基金及び起債についての基本的な活用と今後の基金残高の考え方を定めるものである。

1 前提条件

「No.1 プラン(改訂版)」における将来 LCC 予測は、現状の施設数と規模の維持を前提として、標準的な改修改築サイクルを設定し、一定条件のもと機械的に試算している。

そこで示されている義務教育施設整備基金、公共施設等整備基金及び起債残高は以下のとおりである。

基金及び起債残高の推移（ベースプランより抜粋）



※試算期間中の基金の積み増しは想定していない。

- 義務教育施設整備基金は、令和4年度末残高の約387億円から、令和17（2035）年度には約69億円になると予測される。
- 公共施設等整備基金は、令和4年度末残高の約237億円から、令和16（2034）年度にマイナスに転じ、約36億円の不足が生じると予測される。
- 起債残高は、令和4年度末の約356億円から、一時的に減少するが増加に転じ、令和17（2035）年度には約468億円となる。

○事業費に対する財源割合

区分	種別	割合
①学校（改築・改修）	国・都支出金	10.0%
	特別区債	27.0%
	基金繰入金	31.5%
	一般財源	31.5%
②その他施設（改築・改修）	国・都支出金	0.0%
	特別区債	30.0%
	基金繰入金	35.0%
	一般財源	35.0%
③道路	特別区債	50.0%
	一般財源	50.0%
④公園	基金繰入金	50.0%
	一般財源	50.0%

2 活用方針について

No.1 プランに掲げる事業を着実に推進するため、また、景気後退局面においても区政が停滞しないよう、さらには、将来需要にも備えられる、持続可能な区政とするため最大限の基金・起債の活用を図るものとする。

（1）基金

①義務教育施設整備基金・公共施設等整備基金

国・都支出金等の特定財源、起債による地方債の充当をした後、一般財源所要額の2分の1を基金から繰り入れる。

ただし、景気後退局面等、経常一般財源が不足する場合には、2分の1を超えた繰り入れを行うなど、更なる活用を図る。

②財政調整基金

条例に定めるところにより、経済事情の変動等に伴う不足財源の補充その他緊急を要し、または必要やむを得ない財政需要の財源とする。

（2）起債

対象となり得る事業について、積極的に起債を活用していく。ベースプランの試算では単年度の起債額は最大70億円が見込まれている。

起債額は年度毎に、借り入れ利率や一般財源の状況、基金残高の推移などを総合的に勘案し、実質公債費比率等や後年度の負担軽減も考慮し決定していく。

○起債の充当率は、地方債等同意基準に定められた率を上限とする。

施設	区分	充当率
①学校	改築	75%
	長寿命化改修	75%
②公共施設 (学校を除く)	改築	75%
	長寿命化改修	75%
③その他	道路整備	90%

○ベースプラン上の公債費については、令和 13 年度の 60 億円が最大となり、期間中（R8～R17 年度）の平均額は、39 億円／年である。

○期間中の起債残高は、令和 17 年度の 468 億円が最大である。

3 基金残高について

(1) 義務教育施設整備基金・公共施設等整備基金

景気の後退局面でも計画事業を進めるため、少なくとも 3～5 年分の一般財源所要額を確保していく必要がある。年間積立額の目安は、計画期間中の平均繰入額等を勘案すると、少なくとも義務教育施設整備基金 2.5 億円、公共施設等整備基金 2.2 億円が基本となる。

(2) 財政調整基金

前年度歳計剰余金について、地方財政法第 7 条第 1 項及び財政調整基金条例に基づき積み立てることを基本とする。

残高の目安は標準財政規模の概ね 20～30%とする。

参考) 令和 4 年度決算における標準財政規模に対する財政調整基金残高の割合

特別区全体 ➤ 36.6% (上位 3 区を除くと 29.6%)

板橋区 ➤ 19.8%

※標準財政規模

自治体が標準的な状態のとき、通常収入されるであろう経常的一般財源の規模。特別区税、特別区交付金、各種交付金・譲与税等。

国・都支出金などは含まない。